

令和2年第4回区議会定例会

議案説明資料

※議案第98号から101号については資料なし

(議案第 9 3 号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、区民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、住民票の写し、印鑑登録証明書並びに特別区民税及び都民税に関する証明書について、多機能端末機によるコンビニ交付サービスを実施しているところである。

このたび、より一層の区民の利便性の向上等を図るため、戸籍証明書及び戸籍の附票の写しについても、多機能端末機による証明書のコンビニ交付サービスを実施することとした。

このことに伴い、多機能端末機による戸籍証明書等の交付手数料を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 多機能端末機による戸籍証明書及び戸籍の附票の写しの交付手数料を次のとおり定める。(別表第2の1の項及び21の項)
 - (1) 戸籍証明書 350円
 - (2) 戸籍の附票の写し 200円
- 2 その他所要の規定の整備を図る。(別表第2の10の項及び21の項)

<実施の時期>

令和3年1月15日

(議案第94号)

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、児童館の機能等の継承・発展を図る取組を段階的に進めるとともに、小学校等に機能を移転・継承した後の児童館施設を有効に活用するよう取り組んでいるところである。

このたび、同計画に基づき、児童館の機能を、杉並区立大宮児童館については、杉並区立松ノ木小学校等の施設に、杉並区立成田児童館については、杉並区立東田小学校等の施設に、それぞれ、移転・継承することとした。

また、杉並区立永福南児童館については、児童館の機能のうち、小学生の放課後等の居場所の機能を杉並区立永福小学校の施設に移転・継承することとしたほか、機能移転後の児童館施設を活用し、学童クラブを実施することとした。

このことに伴い、大宮児童館等を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

大宮児童館、成田児童館及び永福南児童館に係る規定を削除する。(別表2)

<実施の時期等>

- 1 令和3年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第2項)

大宮児童館及び成田児童館の目的外使用料に係る規定を削除する。(別表第2)

(議案第 95 号)

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「待機児童ゼロ」を継続するとともに、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整えるため、今後の保育需要等を踏まえ、必要な地域への民設民営の認可保育所の整備を進めているところである。

上井草駅周辺を含む地域では、令和4年度の保育需要予測において、利用者数見込みが予定定員数を上回ることから、杉並区立上井草北自転車駐車場を廃止し、その跡地に民設民営の認可保育所を整備することとした。

なお、上井草北自転車駐車場は、近隣の土地を活用し、令和3年7月に再度設置を行う予定である。

このことに伴い、上井草北自転車駐車場を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

上井草北自転車駐車場に係る規定を削除する。(別表第1)

<実施の時期>

令和3年7月1日

(議案第96号)

杉並区が管理する道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準について、道路構造令で定める基準を参酌することにより、条例で定めているところである。

このたび、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、道路構造令の一部が改正され、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を設置すること等とされた。

このことに伴い、道路構造令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 自転車通行帯の設置に関する基準を定める。(第8条の2)
- 2 自転車道の設置に関する基準を、自動車及び自転車の交通量が多い道路等で「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」とする。(第9条)
- 3 その他所要の規定の整備を図る。(第4条、第6条、第10条、第11条及び第39条)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第97号)

令和2年度杉並区一般会計補正予算(第9号)

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業など、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

【概要】

補正事業 13事業 378,633千円
財源更正 2事業

【歳出予算】

- 新型コロナウイルス感染症関連(5事業 328,533千円)
 - 難病患者福祉手当支給 12,524千円
 - 認知症高齢者グループホームの建設助成 48,345千円
 - 小規模多機能型居宅介護事業所の建設助成 24,156千円
 - 感染症予防・発生時対策 188,590千円
 - 資源の回収 54,918千円
- その他(8事業 50,100千円)
 - 阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業 1,793千円
 - 住民基本台帳事務 4,928千円
 - 都市農地確保 5,104千円
 - 特別養護老人ホーム等用地整備 9,480千円
 - 有料制自転車駐車場の運営 10,231千円
 - 放置自転車対策の推進 4,264千円
 - 自転車駐車場等整備 7,880千円
 - 富士見丘小・中学校の改築 6,420千円

【歳入予算】

- 国庫支出金 131,743千円
- 都支出金 72,501千円
- 諸収入 78,279千円
- 特別区税(財源保留) 85,426千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	指 定 管 理 者 制 度 に よ る コ ミ ュ ニ テ ィ ふ ら っ と 永 福 の 管 理 運 営	令 和 5 年 度 まで	94,000 千 円
2	天 沼 保 育 園 の 移 転 整 備	令 和 5 年 度 まで	618,000 千 円
3	自 転 車 駐 車 場 等 整 備 (上井草北自転車駐車場移転に係る設計及び工事)	令 和 3 年 度 まで	58,000 千 円
4	富 士 見 丘 小 ・ 中 学 校 の 改 築 (埋 蔵 文 化 財 本 掘 調 査)	令 和 4 年 度 まで	230,000 千 円
5	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 永 福 図 書 館 の 管 理 運 営	令 和 5 年 度 まで	212,000 千 円
6	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 宮 前 図 書 館 の 管 理 運 営	令 和 6 年 度 まで	353,000 千 円
7	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 成 田 図 書 館 の 管 理 運 営	令 和 6 年 度 まで	287,000 千 円
8	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 阿 佐 谷 図 書 館 の 管 理 運 営	令 和 6 年 度 まで	313,000 千 円
9	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 高 井 戸 図 書 館 の 管 理 運 営	令 和 6 年 度 まで	332,000 千 円
10	指 定 管 理 者 制 度 に よ る 方 南 図 書 館 の 管 理 運 営	令 和 6 年 度 まで	283,000 千 円